

## 論文

項目の社会的望ましさと回答の社会的望ましさの検討  
- 項目の望ましさ評定再考 -Examination on Social Desirability of Personality-Test Item  
and Social Desirability of Answer to it:  
Reconsideration about Desirability-Rating of Item群馬社会福祉大学非常勤講師 河内 和直  
Kazunao KAWAUCHI

## 要旨

本研究は、項目の刺激価としての社会的望ましさと当該項目を是認ないしは否認することの社会的望ましさとが異なるとする田中 (1994) の指摘を検証するべく、河内 (2006a) の社会的望ましさ尺度22項目を材料に、両変数の関係について検討を行ったものである。その結果、項目単位においては、0.11~0.55とその相関の強度に分散が見られたものの、尺度得点においては、中程度の正の相関 (0.51、 $p < .001$ ) が、さらに評定パターンにおいては、非常に強い正の相関 (0.94、 $p < .001$ ) が確認され、項目の社会的望ましさと回答の社会的望ましさとの間には、全体としては一定の関連性があることが示唆された。

キーワード：項目の社会的望ましさ、回答の社会的望ましさ、回答の全体性

## 1. 序

「社会的望ましさ (social desirability: 以下、SD) 反応」とは、自己記述式的人格検査を代表する心理測定上において、項目の叙述内容ではなく、その一般的な望ましさの程度に応じて回答することであり、検査回答の妥当性に関わる問題として古くから関心が払われてきた要因である (ex. Edwards, 1953 etc)。

Edwards (1953) の報告以来、SD 要因は、人格検査項目の叙述内容、即ち人格特徴が有する一つの性質であるとされ、複数の判断者の評定によってその次元上の位置を定義できると考えられてきた。実際、SD 要因の統制 (control) を目的に作成された SD 尺度 (ex. Crowne & Marlowe, 1960; Edwards, 1957 etc) は、こうした考えに則しており、その基本的仮定は、「望ましい項目の是認、望ましくない項目の否認」を以って SD 反応であるとすることである。SD 要因が属する文化圏内における社会規範を背景に生成されているとすれば、規範に則した方向に回答を合わせる行動 (規範への同調) として、この考え方自体は自然のものであると考えられる。事実、SD 要因を巡る研究の多くがこの仮定を採用していることも、その裏付けの一つであると考えられよう。

しかしながら田中 (1994) は、この仮定に対して、異なる視点から興味深い疑問を投げかけている。それは、刺激価としての項目の SD とその項目を是認 (ないしは否認) する行動の SD とが異なるとするものである。彼は「私は一度も嘘をついたことがない」という項目があった場合、その叙述内容の SD とそれを是認することの SD とを対比して考えることを例に、項目の SD 値よりも当該項目を是認 (ないしは否認) することの SD 値の重要性を説いている。確かに彼の指摘のように「一度も嘘をついたことがない」ということ自体は望ましいことであったとしても、その項目を検査上で是認することが望ましい回答にな

るとは考え難い。受検者の意図とは裏腹に、返ってネガティブな印象を検査者側に与えてしまう可能性も考えられよう。さらには、是非・賛否を明からさまに回答するよりも、「？」回答や「どちらでもない」とする回答の方が望ましい場合があるとの彼の論及を考慮に入れれば、「？」回答や「どちらでもない」とする回答のSD値と言ったものも肝要になる場合もあると考えられる。

このように田中の指摘は、項目の刺激値としてのSDよりも、回答のSDに着眼しており、その最たる主張は、『SD傾向という行動特徴を査定するには、刺激の特性ではなく反応特徴をデータとして推論すべきである(田中論文P.39より抜粋)』ということである。SD要因の統制が受検者の「望ましいように見せかけている受検態度」の検出であることを考慮に入れれば、この指摘はもっともなことであると考えられる。しかしながら、この主張とは裏腹に、田中の指摘は項目単位での論及に特化しており、全体的な回答傾向、即ち「回答の全体性」には注意が向けられていない。より厳密に「望ましいように見せかけている受検態度」を検出しようとするならば、項目単位での是認・否認以上に、全体としてどのような回答がなされているかの検討の方がより重きを持ってくると考えられる。要するに項目単位で見れば、中には項目のSDと回答のSDとが乖離しているものもあるかもしれないが、全体として、項目のSD(社会規範)に沿う方向での回答傾向が確認されれば、それはSD反応であると言えるのではないだろうか。本来的に人格検査において複数個の項目を準備するのは、その合成効果を意図してのことである(柏木、1997)。例えば、向性検査を行った場合、外向性者であると判定された者の全てが特定の項目に同スコアで回答している訳ではないのである。SD反応の検出はこれほど単純ではないかもしれないが、回答の全体性ということに限っては同様のことを仮定しても差支えないと考えられる。

仮にこの仮定が成り立つとすれば、項目のSDと回答のSDとを殊更に弁別して考える必要もないのではないかと思われる。何故なら、Ettinger, Nowicki & Nelson (1970)の報告のように、SD反応が「承認欲求(approval motive)」の反映であるとするれば、全体としての社会規範への同調という意味で、項目のSDが機能している様相を伺えるからである。

そこで本研究では、回答のSDに着眼する田中の指摘を踏まえつつ、それが項目のSD値と如何なる関連性を持っているかの検討を通して、改めて刺激値としての項目のSDについての洞察を深めることとしたい。

## 2. 項目のSDと回答のSDとの関連性の検証

### 目的

項目のSDと回答のSDが如何なる関連性を有しているかを両変数の相関関係から検討を行う。検討の要点としては、田中(1994)の指摘を視野に入れ、項目単位、尺度得点(合計値)、評定パターンの3ポイントについて、如何なる相関関係が見られるかに着眼することとする。

### 方法

尺度：河内(2006a)によるCrowne & Marlowe(1960)のSD尺度(The Marlowe-Crowne Social Desirability Scale: MC-SD)の邦訳版22項目を使用。

質問紙の構成：項目のSD値を評定させる内容と他者に好印象を抱かせることを意図したSD回答をさせる内容の2部から成る。また、順序効果を相殺する目的でSD値評定とSD回答の順を入れ替えた2種類を用意した。

実施日：2006年6月19、22、24日

被験者：大学生及び専門学校生167名（男性64名、女性103名）、平均年齢21.57歳（±6.36）。

手続き：講義時間中に集団実施。SD 値評定は「以下の行動や考え方を持つ人物は、一般にどのくらい望ましい（魅力的な）人だと考えられていますか。あなた自身についてではなく、あなたが他の人を見る時の視点になってお答え下さい」の教示の下、7件法（7. 非常に望ましい～1. 非常に望ましくない）で、SD 回答は「他の人に好印象を持ってもらいたい場合、あなたは以下の項目についてどのように回答しますか。他の人があなたに好印象を持ってくれるような回答を考えてお答え下さい」の教示の下、7件法（7. 非常にあてはまる～1. 全くあてはまらない）で、それぞれ回答させた。なお、教示が異なるため2種類の質問紙を同一集団内で実施することは控え、別個の集団で行った。

### 結果と考察

分析 I：項目単位及び尺度得点から見た項目の SD と回答の SD の関連性

Table 1に項目、回答各々の SD の基本統計量と相関係数を、Figure 1に相関係数の度数分布を提示する。

Table 1. 項目と尺度得点の基本統計量及び相関係数

No.	Item	SD-Value		SD-Answer		r	p
		Mean	s	Mean	s		
1	困っている人を助ける為には、自己犠牲もためらわない。	5.49	1.38	5.35	1.21	0.44	***
2	はげましてもらえないと、頑張れなくなることがある。	2.99	1.31	3.28	1.59	0.43	***
3	人を心底から嫌うようなことはない。	5.38	1.55	5.10	1.81	0.11	n.s.
4	自分の力では、うまくやっていけないのではないかと思うことがある。	3.13	1.28	3.40	1.62	0.24	**
5	思い通りにならないと腹を立てることがある。	2.34	1.26	2.85	1.53	0.52	***
6	ズルをしてもばれないことが確かなら、おそらく実行するだろう。	2.40	1.49	2.75	1.64	0.55	***
7	自分には力がないと思って、実行を断念したことがある。	2.78	1.36	3.17	1.76	0.38	***
8	うわさ話を楽しむことがある。	2.85	1.40	3.22	1.6	0.52	***
9	誰であっても、人の話にはいつも耳を傾ける。	6.16	1.09	6.00	1.06	0.19	*
10	逃避の手段として、仮病を使ったことがある。	2.40	1.27	2.83	1.75	0.40	***
11	他人を利用したことがある。	2.93	1.56	3.18	1.89	0.52	***
12	どんな人とも折り合えと思う。	5.95	1.20	5.57	1.45	0.43	***
13	がまんできず、仕返しをしたくなることがある。	2.51	1.26	2.64	1.51	0.28	***
14	誰に対しても丁寧に接している。	6.28	0.99	5.99	1.00	0.20	**
15	自分のやり方に固執することがある。	3.64	1.29	3.80	1.55	0.38	***
16	何かを壊したい気分になったことがある。	2.64	1.28	2.99	1.70	0.33	***
17	他人の幸運を非常にねたんだことがある。	2.49	1.28	2.64	1.56	0.34	***
18	人をしかりつけたいと感じたことはほとんどない。	4.44	1.52	4.35	1.54	0.42	***
19	いつもあてにされることに、うっとうしさを感じることもある。	3.15	1.24	2.81	1.42	0.19	*
20	理由もなく罰を受けたと感じたことは一度もない。	4.65	1.49	4.53	1.66	0.25	**
21	不幸な目にあう人は、当然の結果としてそのようになっているのだと思うことがある。	3.29	1.53	3.24	1.70	0.53	***
22	人が傷つくことを故意に言うようなことはない。	5.95	1.32	5.66	1.53	0.18	*
All	Scale Total Score	116.72	15.33	111.75	20.12	0.51	***

\* $p < .05$ , \*\* $p < .01$ , \*\*\* $p < .001$

Note. 項目の並び順は原著 (Crowne & Marlowe, 1960) に倣っている。また、印は反転項目である。

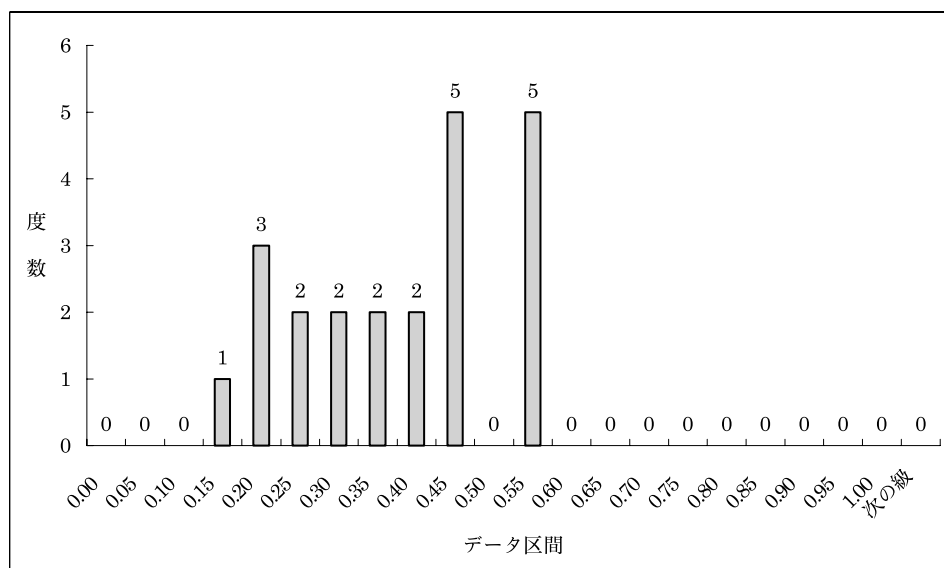


Figure 1. 相関係数の度数分布

得られた相関係数は、0.11～0.55と項目によって分散 ( $M = 0.36$ ;  $s = 0.13$ ) があり、フルスケール22項目に対する割合は、ほぼ無相関 (0.20未満) の項目群が18.2%、弱い相関 (0.20以上0.40未満) の項目群が36.4%、中程度の相関 (0.40以上0.70未満) の項目群が45.5%という結果となっている。中程度以上の相関を有す項目群にある程度の説明力を期待するとしても、その上限は項目番号6番の「ズルをしてもばねないことが確かなら、おそらく実行するだろう。」の0.55 ( $p < .001$ ;  $r^2 = 0.30$ ) を最大値とするに止まっており、目立って強い相関関係を有している項目があるとは言い難い。また、尺度得点においても相関係数は0.51 ( $p < .001$ ;  $r^2 = 0.26$ ) を示すに止まり、こちらについても同様のことが言えると考えられる。これらの結果を鑑みると、少なくとも項目単位や尺度得点においては、田中の指摘のように項目のSDと回答のSDとを安易に結び付けることには注意を要することを伺うことができそうである。しかしながら、何れの項目においても相関の方向が正であり、項目のSDと回答のSDが全く逆のベクトルを持っている項目がないことは留意すべき点であると思われる。この結果は、全体としてはSD値の高い項目は是認、低い項目は否認という方向で変動していることの示唆であると考えられるのではないだろうか。

#### 分析Ⅱ：評定パターンから見た項目のSDと回答のSDの関連性

続いて、項目のSDと回答のSDとの関連を回答の全体性から検討するべく、両評定パターンの比較を行った。Figure 2はSD値評定並びにSD回答の両評定パターン (各項目におけるSD値とSD回答の評定平均値) を同時にプロットしたものである。

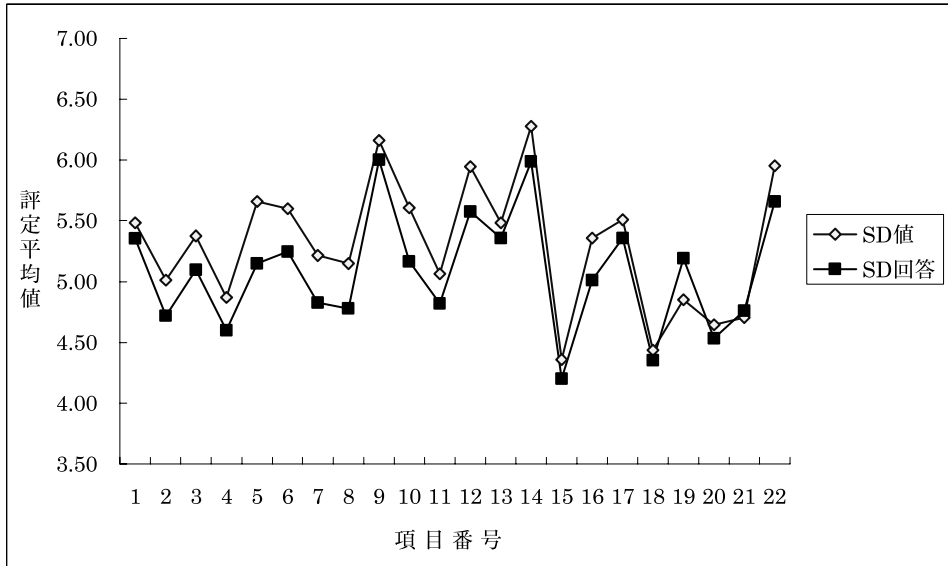
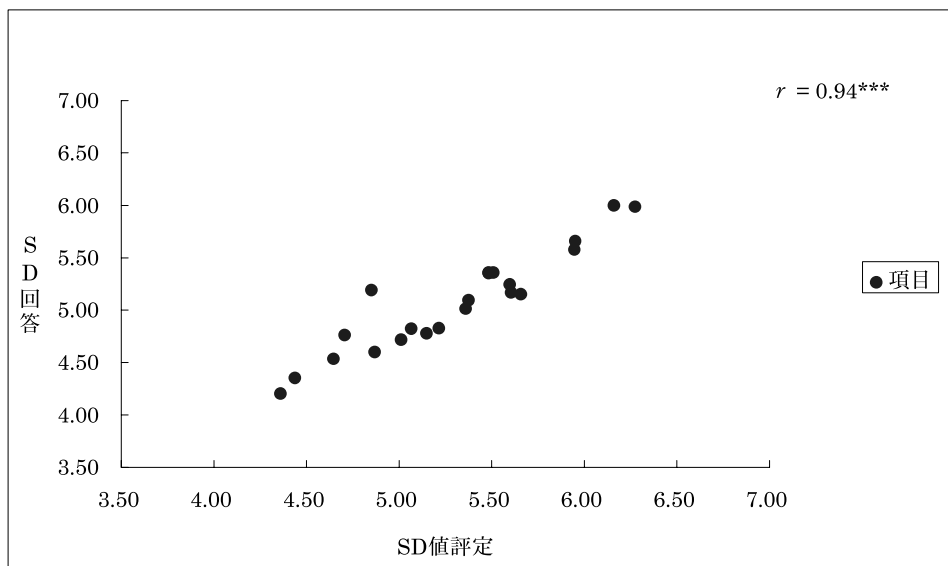


Figure 2. 各項目におけるSD値評定並びにSD回答の両評定パターン

Note.

反転項目は修正済み. そのため, 全ての項目が望ましい方向に分布している.

一目で判るように、両評定パターンは非常にオーバーラップしており、求めた評定内容が異なるにも関わらず類似した変動を見せている。この両評定値間の関連について、Edwards (1953) の方法論を援用して相関係数を算出したところ (Figure 3)、0.94 ( $p < .001$ ;  $r^2 = 0.88$ ) という非常に大きな値が得られた。これらの結果を合わせると、少なくとも回答の全体性としては、項目のSD値に対応する形でSD回答がなされている様相を伺うことができる。



\*\*\* $p < .001$

Figure 3. 各項目におけるSD値評定並びにSD回答の散布図と相関係数

Note.

反転項目は修正済み. そのため, 全ての項目が望ましい方向に分布している.

## 分析Ⅲ：SD 反応の 2 側面から見た項目の SD と回答の SD の関連性

最後に SD 反応の 2 側面、即ち「望ましい項目の是認」と「望ましくない項目の否認」の各々について、分析Ⅱと同様の方法で項目の SD と回答の SD の関連性を検討する。これは、意図的に SD 反応を行おうとする場合、「望ましい項目の是認」よりも「望ましくない項目の否認」の方がより顕著になり得るといいう岡村 (1999) や河内 (2006b) の示唆を受けてのことである。本研究は「他の人に好印象を持ってもらえるように」との教示の下、被験者に回答を求めていることから、SD 回答は意図的な反応であることになる。この点について先の知見との整合性を考えれば、SD 値評定と SD 回答の両評定パターンは、望ましい叙述内容の項目群 (以下、SD 項目群) よりも望ましくない叙述内容の項目群 (以下、un-SD 項目群) においてより顕著な傾向、言い換えればより強い相関関係が予想されることになる。

以下、比較を通して検討したい。

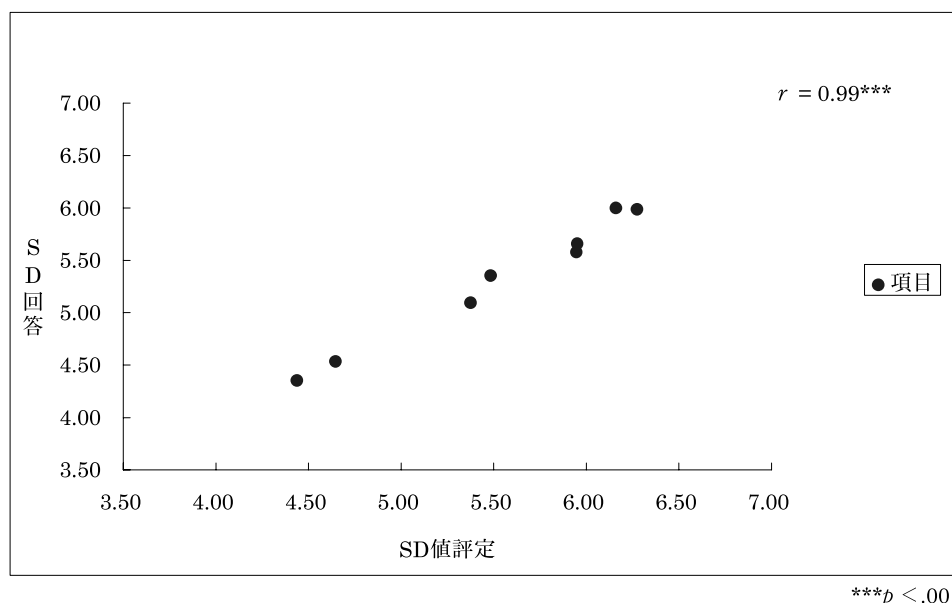


Figure 4. SD 項目群におけるSD 値評定並びに SD 回答の散布図と相関係数

ここに示す Figure は、SD 項目群の散布図と相関係数 (Figure 4) と un-SD 項目群の散布図と相関係数 (Figure 5) である。先の知見から導いた仮説とは逆に、結果は SD 項目群においてより強い相関関係が示されている。

結果を比較すると、SD 項目群における相関係数は0.99 ( $p < .001$ ;  $r^2 = 0.98$ ) と限りなく100%に近い説明力を持つのに対し、un-SD 項目群は0.82 ( $p < .001$ ;  $r^2 = 0.67$ ) と高い説明力を持つてはいるものの、前者との絶対値の差を考慮するといささか小さいという感が否めない。この結果から、少なくとも本研究においては「望ましい項目の是認」の方が「望ましくない項目の否認」よりも顕著な傾向を示していることが読み取れる。即ち、受検者は他の人に好印象を抱かせたい場合、自己のネガティブな特徴の否認以上に、より積極的に自己のポジティブな特徴を誇張するべく回答を歪めているようである。しかしながら、フルスケールに対する両項目群の割合 (SD 項目群36.4%、un-SD 項目群63.6%) や方法論、研究目的といった条件の違いもあるため、早計を避けるべく本結果へのこれ以上の言及は差控えることとしたい。

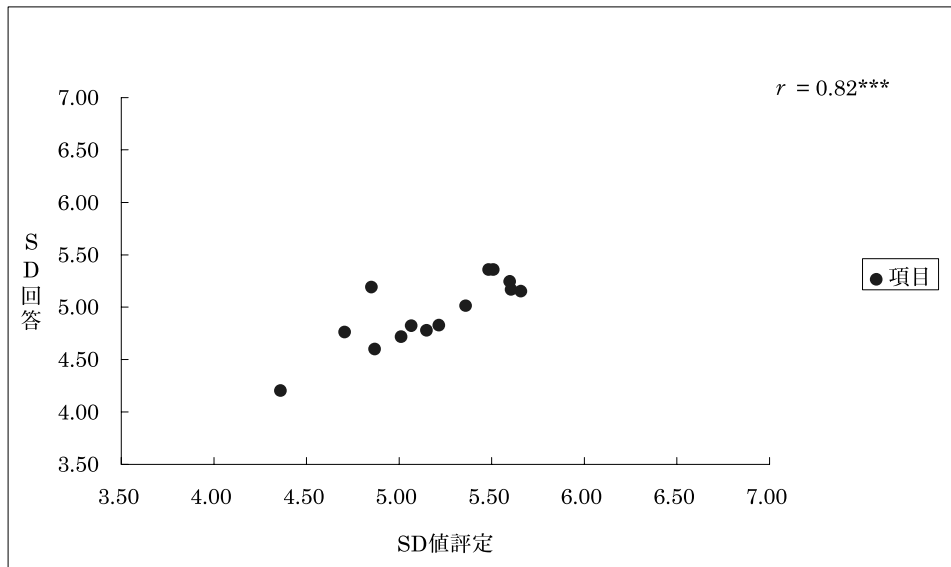
\*\*\* $p < .001$ 

Figure 5. un-SD 項目群における SD 値評定並びに SD 回答の散布図と相関係数

Note.

反転項目は修正済み。そのため、全ての項目が望ましい方向に分布している。

### 3. 総合考察

本稿では、田中（1994）の指摘の検証を主要な目的として、項目のSDと回答のSDの関連性について検討してきた。結果として、項目単位や尺度得点といった次元では田中の指摘のように、両変数を安易に結び付けることには注意を要することが伺われたが、回答の全体性としては、SD回答はSD値に対応する形で同一方向に収束していることが示唆された。即ち、項目の叙述内容が有すSDの程度は、それを是認ないしは否認することで自身の印象管理をする際に準拠される情報源として機能していることになる。従って、SD反応について検討する際に、項目のSDと回答のSDとを殊更に弁別して考える必要性はないと言えるだろう。繰り返しにはなるが、田中の最たる主張は『SD傾向という行動特徴を査定するには、刺激の特性ではなく反応特徴をデータとして推論すべきである（田中論文P.39より抜粋）』ということである。これは刺激の特性、即ち項目のSD値の是認（ないしは否認）のみでSD反応とするのは早計であり、それ以上にどのように回答しているかに着目するべきであるという意味だと考えられるが、結果的には同一のことを異なる側面から論及しているだけに過ぎないのではないだろうか。実際、本研究においても田中の言うように項目単位や尺度得点といった次元では、項目のSDと回答のSDとの関連性は不明瞭であった。しかし、回答の全体性からは、両変数が非常に密接な関連性を持っていることが示唆されたわけである。本稿で言うところの「回答の全体性」と、田中の言うところの「反応特徴」は、表現こそ異なるものの、本質的には同一の概念を指しているのではないだろうか。少なくとも本研究の結果における項目のSDと回答のSDのオーバーラップは、受検者の反応特徴であると考えられる。

田中の指摘の特徴は、刺激の特性以上に反応特徴に重きを置くところにある。確かに彼の言うように検査者が測定したいことは、受検者が望ましいように見せかけているか否かであって、刺激の特性それ自体ではない。さらに言えば、刺激としての項目のSDとその項目を是認（ないしは否認）する行動のSDが

必ずしもイコールではないことも確かであろう。しかしながら、それは項目単位で見た場合なのである。項目のSD評定は、その叙述内容が、属する社会一般でどの程度の価値を有するか、あるいはそうでないかを問うものである。従って、その評定平均値はその社会における価値規範の要約を意味することになる。田中の言葉を借りれば『社会的望ましさと、行動のポピュラリティあるいは社会通念としての普及度の推測値 (田中論文 P.47より抜粋)』である。どのような行動、思想、習慣、人柄が好まれ、尊ばれているのかといった情報を押えずに受検者のSD反応を弁別するのは至難であろう。刺激抜きで反応だけに焦点を当てて受検者のSD反応を査定できる例として、彼はロールシャッハ・テストを挙げているが、明文化されていなかったとしても規範の影響は存在し得ると考えられる。『「何も見えません」とか「ずたずたに切られた血まみれの内臓」と答えるよりも「二人の女性が箒を持ち挙げている」と言う方が社会的に望ましい行動であろう。(田中論文 P.39より抜粋)』とは彼の言であるが、もしも受検者がこのように考えて曖昧刺激への回答を行うとするならば、この時、受検者の心の内で準拠される情報源が社会規範であることは想像に難くないことと思われる。

以上、田中の指摘について本研究の結果から総合的な考察を行った。彼の主張と本研究の結果を合わせて鑑みると、論点の角度は異なるものの両者とも測定したいとする対象・概念は結局のところ同一のようであるように思われる。それを論じるにあたり、社会規範の要約としての項目のSDに重きを置いたのが本稿の立場である。

#### 附 記

本稿において検討した理論的問題の唱道者である田中富士夫先生は、2006年10月21日にご逝去なされました。ここに慎んで心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、調査に際して真摯にご回答頂きました学生の皆様に深く感謝致します。

最後に、本研究を進めるにあたり、立正大学心理学部教授 井上隆二先生には並々ならぬご指導を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

#### 引用文献

- Crowne,D.P. & Marlowe,D. 1960 A new scale of social desirability independent of psychopathology. *Journal of Consulting Psychology*, 24, 349-354.
- Edwards,A.L. 1953 The relationship between the judged desirability of a trait and the probability that the trait will be endorsed. *Journal of Applied Psychology*, 37, 90-93.
- Edwards,A.L. 1957 *The social desirability variable in personality assessment and research*. New York: Dryden.
- Ettinger,R.F., Nowicki,S.Jr., & Nelson,D.A. 1970 Interpersonal attraction and the approval motive. *Journal of Experimental Research in Personality*, 4, 95-99.
- 柏木繁男 1997 性格の評価と表現 - 特性5因子論からのアプローチ 有斐閣
- 河内和直 2006a 社会的望ましさ尺度得点に関する一研究 - その人格特性概念としての性質を探る - 立正大学心理・教育学研究、9、1 - 10.
- 河内和直 2006b 人格測定における社会的望ましさ反応の研究 - 受検者要因と項目の社会的評価値からのアプローチ - 日本パーソナリティ心理学会 第15回大会発表論文集、72 - 73.
- 岡村浩志 1999 社会的望ましさ応答に関する是認行動の2側面について 日本大学理工学部彙報、66、

1 - 9 .

田中富士夫 1994 人格査定における社会的望ましさの問題 中京大学文学部紀要、29、34 - 48.

翻 訳

**B. Simon, *Education and The Social Order 1940 - 1990*. 1991.  
(第2章 試訳 その1)**

立正大学心理学部 岩本 俊郎  
Toshirou IWAMOTO

第二章 労働党政府の支配 1945年 - 1951年

第一節 興奮と新たな希望

ケネス・モーガンは、1945年の労働党の勝利を論評して「労働党は大戦時における雰囲気の変化そのものであり、出現した新しい社会的備忘録そのものと思われた<sup>(1)</sup>」と結論している。多様な要素が「労働党をして大戦中の計画の流行や平等主義を利用してそれらを後期連合の保守党員には不可能な方法で選挙に有利にすることを可能にした」と続けている。自由党の長期衰退にもかかわらず、「労働党のみが新しい雰囲気を理解し、投影するように思われた。」そのことが独自の伝統的支持者を空前の数で投票に駆り出し、「労働党の主張を長い間引っ込めていた」主要な産業都市の旧教区や人種上の障壁を破壊して労働党を強化した。巨大な勝利は「その指導の人物を呆然とさせ、しばらくの間ほとんど打ちのめした<sup>(2)</sup>。」下院は、選挙後最初の再集合の折、労働党の一団となった隊列による伝統的社会主義者の歌である赤旗の熱狂的な歌声を響かせた。新時代が幕開けしたように思われた。多くの人々、旧体制が再び荷を負わされることは決してできぬであろうと感じた。

1945年の春（選挙の三ヶ月前）、労働党の選挙綱領に対する反対がなかったわけではなかった。これは、石炭産業、ガス、電気、運輸、イングランド銀行そしていっそう論議のあった鉄鋼の国有化にかかわる一連の急進的な政策 - 元来、グリーンウッドとモリスンが反対していた政策であった - を含んでいた。「大戦時に党内に押し寄せた草の根の活力」は、「鉄鋼国有化の決定以上に明瞭な兆候は見出され得ぬ」とモルガンは記している。主としてこれら産業関連の政策は、労働党綱領に関するひとつの分かれ目となった。もう一方は、少なくとも同様に重要であるが、十分な雇用の維持を含んだ福祉国家の創造に関することである。ここで労働党は、国民保健省の創設、住宅供給（選挙における重要事項）に関する主要な活動の実行という社会的安全保障にかかわるベヴァリッジ報告書にとって「鍵的セクション」を実施する決定を再主張した<sup>(3)</sup>。もちろん、たとえば町や地域の計画を含む活動が約束された別の分野があった。これらのなかに、発展の枠組みを定める法律がすでに法令全書に収められ、1945年の選挙結果が明らかにされる丸一年前に勅許を受けている教育があった。

教育：変化した雰囲気

すでに記したように、その法律は地方当局に多くの新たな義務を課し、今や継続教育の全領域をカバーする計画の作成だけでなく特に各地域における初級及び第二段教育のための発展計画を作成しなくてはならなくなった。その時期の運動の感覚 - 刺激的ですらあった - は、1936年から1965年までシュロプシャーの主任教育事務官であったマーティン・ウィルソンによって捉えられている。ウィルソンは当時を振り返っ

て、それが巨大な狂ったような活動でさえあったことを覚えている。彼は次のように書いている。

「もちろん、万事にわたってただちになされるべきことが極めて多すぎた。したがってこうした高度の圧力、多くの緊張、騒乱、そして猛烈な努力は成り行きによっては挫折しそうであった。多数の集会。相次ぐ相談と要求の声。7日間では時間が十分ではなかった。(しかし、と彼は付言している)非常に活発で、緊張し、骨が折れ、挑戦的で思索的で、自由であった。」

これは「画期的出来事であり、……待望されていたことである。」そして地方行政にあっては、それは成長する草の根のもとにあった。おそらくこれは「地方政府における最後の偉大なる繁栄であり、ファンファーレであった」と彼は付け加えている<sup>(4)</sup>。

シュロブシャー向けの発展計画の案出は、

「困難で限りなく複雑な行政上の演習であった。各学校が調査されねばならなかった。その調査とは、建造物の状態、子どもの気質、見込まれる人口、住居の傾向、将来についてなされる決定に関するものである。[次いで]すべての子どものためのいっそう高い年齢までの第二段教育に関する新たなパターンが作り出されねばならなかった。」

すべてこれは「価格計算されたプログラムであり、優先事項を毎年を導入しなければならなかった。これがなされるや否や、「学齢を超えたすべての者が将来必要となるものを描くために、計画の渦が再び総力で回るはずであった。」したがってマーチン・ウィルソンは、「第一段及び第二段教育の発展計画への継続教育計画の付加は、揺りかごから墓場までの包括的な教育計画を初めて明らかにする<sup>(5)</sup>」ものであると結論している。

そのような展望そして活動は確かに早熟であることは必然的であるにしても、大部分の地方教育行政当局およびその役人の経験からするとかなり新しいものであった。これらは、両大戦間に引き続き行われた経済上の削減を特徴とする節約という憂鬱な時期を切り抜けて生き残った。いまや突然ブレーキが外れたように思われた。将来に向けて計画することは新しい経験であったが、今やその計画はあらゆる領域で当時のエートスと極めて一致していた。この角度から見れば、戦前のイメージとは極めて対照的に突然新しい省が非常に活動的な政府の部門として出現したように見えた。1945年4月1日 - 1944年教育法に関して「定められた日」以降、「省からは、回状、覚書、諸規則へと中断なく規則的連続をもって進んでいった」と、1922年以来チェシャーの主任教育事務官でいまや引退に近づきつつあった F. F. ポッターは書いた。「地方の主任事務官および職員はこの『文書』の洪水を処理すべく果敢に努力し、事務各部門は圧力に満ち満ちた<sup>(6)</sup>」なかで活動した。新しい法律は「当局に膨大な新規作業を課す」一方、国家的（そしておそらく政治的）熟慮は「限られた時間内で多くのことが成就されるべきこと」を命じた。1944年教育法は、1947年までに「一般の州教育部局における仕事量を少なくとも3倍にした」とポッターは結論した。いささか残念なことに、（極めて伝統主義者である）ポッターは、彼がその経歴の最後に「1922年から1939年にかけて非常に辛抱強く作られ、戦後の必要性や要求によっていささか過激で徹底的に調査され、修正された<sup>(7)</sup>」チェシャーの公教育組織を見る運命にあったと結論している。

チェシャーもシュロブシャーも、戦前戦後のいずれにおいても教育的前進の車中にいたとは言われ得ない。おそらく両方とも、1972年の地方政府再編によって突然終焉したどちらかといえば「非大都市圏州」の教育的組織とエートスの典型であった。それでも、少数の地方教育行政官は彼らの回顧録を残したりこの時期の個人的経験を記した。それゆえ、ウィルソンとポッターの証言は価値あるものである。すなわち多数の住民が教育を受けている大都市当局への圧力は、おそらくこれら二つの説明に明らかであるものよりも大きいものですらあった。1945年当時、非常に人口稠密であったウエスト・ライディング担当長官の

アレック・クレッグは、「戦後初期の活力や熱意について記すことは難しい」と書いた。「われわれは、八年間抑えられ、中央政府も地方委員会も当局者もすべて先頭に立つことを熱望している。」これは、当時の感情をよく要約している。

### 高等教育の新計画

しかし、諸計画が未来に向けて作成されつつあったのは、単に初級・第二段の教育だけではなかった。すでに大戦末期頃には、大学や高等技術教育という比較的遅れた領域全体に注意が向いたのである。1944年法はこれらの重要な領域をまったく手つかずにしたままであった。- しかし戦争経験と議論が変革を要求した<sup>(9)</sup>。戦後の発展に向けて1943年の白書で提案された財源が最少であることや技術教育に対する関心の欠如についての産業資本家や技術カレッジの校長その他からの高まる批判を直接的結果として、戦時下連立内閣は1944年4月5日、ユースタス・パーシイ卿を議長とする高等技術教育に関する委員会の設置を命じた。これは1945年夏に報告を行い、大学学位コースに匹敵する諸課程を開発すべき「限られた数の」地方の技術カレッジの急速な拡大やその地位と威光と水準の向上を目的とした包括的で幾分ラディカルな政策を詳説した。その展望は、これにより新たな構造が大学と相並んで発展するはずであるというものであった<sup>(10)</sup>。

1944年4月には、副首相アトリーが、研究と科学的知識に関する下院での議論に応じて将来の活動に関する多数の保障を再び与えた。トーリーのサー・グランヴィル・ギブスンが提出した動議は、「わが大学および技術カレッジへの財政的支援にかかわる大胆にして寛大な政策の宣言」を力説した。アトリーは、「われわれはこれを与えよう」と述べ、さらに次のように付け加えた。政府は「大学における基礎研究と教育へのさらなるいっそうの支出」がなされるべきであろうことを（十分に）認識していると。彼は、「下院での立派な教育法案の採択や頂点にある大学の軽視は、かなりつまらぬ」ことであることは「極めて明白である<sup>(11)</sup>」と結論した。

しかし、大学の拡大と発展にかかわる主要委員会の設置が命じられたのは選挙5ヵ月後の1945年12月である。パーロウ委員会（議長・大蔵省副大臣サー・アラン・パーロウ）が、向こう10年間の科学的的人資源に関する政策を提案するために特に設置された。- それゆえ、その報告のタイトル「科学的的人資源」（パーロウ報告書）は、「早い時期に」これを付すことが求められていた。事実、指導的科学家（「科学審査員」としてのC. P. スノウとともにサー・エドワード・アプルトン、ブラケット教授、ズーカマン教授を含む）からなる本委員会は即座に活動し、その報告は5ヶ月以内（1946年5月）に公開された<sup>(12)</sup>。彼らの提案を決定した委員会は、「かつて科学の重要性がこれほどまでに広く認識され、未来の進歩と繁栄に関わる多くの希望が科学者に寄せられたことはなかった」と。彼らは、科学者の総数を3万5千人とし、現行の計画に基づけばこれが1955年までに6万4千人に増加すると算定しつつ、実際には同年には9万人が必要であると見積もった。したがって「現在の大学が提案する水準を大幅に超えて」増やされねばならない。当面の目的は、現在の2倍が生み出され、有資格の科学者を最も初期の期間に大まかに言えば年々5千人生み出すことでなければならぬ<sup>(13)</sup>。」

報告は当時の切迫感を反映している。委員会は、急進的な大学拡充に対する伝統主義者からの反対については十分理解していた。学士の科学者の増加はどこからくることになるのか。興味深いことに、委員会はここでは心理学者 - 特にスコットランドの諸大学とマンチェスター大学の学生サンプルをそれぞれ試験したゴッドフリー・トムスン教授とレイボーン・ホワイト博士 - の証言（あるいは意見）に依拠していた。

これは、その年齢集団の1パーセントに過ぎぬ大学生の上位半数に相当する人数の5パーセントが知性

を備えていることを示唆した。委員会はこれをもって「すでに地域には大学数の倍増と水準の向上を認めるに十分な知性の備えがある<sup>(14)</sup>」と結論した。

すでに大学は、大学補助金委員会から拡張計画を準備することを求められていた。パーロウ委員会によれば、この要求に対するオクスフォードとケンブリッジの回答は、両大学あわせて一万一千人の学生を擁していた1938 - 1939年の状況を超える支持と拡大についてはいかなるものについても反対ということであった。一方、市民大学（リーズ、マンチェスター、ブリストル、パーミンガム等）は86パーセント、ウエールズの大学は50パーセント、スコットランドの大学は32パーセント、ロンドン大学は53パーセントの拡張をそれぞれ提案し、全体として提起された45パーセントの拡張を行った。しかしこれは不十分であると本委員会は主張した。実際、委員会は科学者の純倍増を提起した。委員会は、「訓練された能力」への要求の大幅増が一般に見込まれるし、「学習のあらゆる分野」が「調和的に繁栄」すべきであると論じつつ、人文科学を学ぶ学生数の「実質的拡大」への支持をも与えた。- これらは、「科学者や技術者の増加への要求を犠牲にしたままされてはならぬ<sup>(15)</sup>。」

建物、教師、設備について多くの勧告がなされた。大学補助金委員会への国庫補助金の大幅増の必要性が強調された。パーロウ委員会はまた、既存の（当時小規模であった）5大学カレッジ（ノッティンガム、サザンプトン、エクセター、ハルそしてレスター）が「可能なもっとも早い時期に」十分整った大学となるべきであると提案するとともに「少なくともひとつの新しい大学」の創設を強力に支持した<sup>(16)</sup>。大学補助金委員会自身、「消極的団体」としての活動から離れて「積極的な大学政策」に関心を寄せねばならない - 基準枠の条件が強化されてよい。委員会は、これらの勧告のなかで「選別された限定的な技術カレッジに全日制の大学タイプの課程を創設するという直近のパーシイ委員会の提案と、「できれば大学都市に」工学インスティテュートを設立する提案を支持した。これらの勧告は、「特別な技術カレッジの要求が叶えられねばならぬことと、学校、技術カレッジ、上級技術インスティテュート、大学、産業の結合のために地域的・国家的制度が発展されねばならぬことが平行して必要なこと」を付け加えた。委員会は、「可能なあらゆる方策が講じられても」、国家は1950年には科学者の深刻な不足に陥り、1955年までには十分な供給を得そうにもない<sup>(17)</sup>」と結論した。

パーロウ委員会の関心は、7ヵ月後（1946年12月）に、議会と科学に関する委員会 - 70の科学及び技術インスティテュートの代表と200人の下院議員および同僚からなる非公式団体による「大学と科学的人的能力」に関する報告によって明確にされた。これは積極的方向をとるひとつの重要な圧力団体であった。委員会は、1955年までに少なくとも9万人の科学者が必要とされるであろうというパーロウ報告書の勧告を歓迎した。委員会は、「含まれている問題に対する緊急にして断固とした攻撃」が必要であると付け加えている。「政府からの適切な財政的支援にかかわるしっかりとした保障に裏付けられた大学による大胆な政策が必要不可欠である。」委員会は、向こう10年間大学拡張にかかわる経費は1億ポンドに達し、年次支出は3千万ポンドにまで引き上げられねばならぬであろうと見積もった。委員会は「ロピンスの原理」を予示しながら、「必要な能力を備えた若者が経済上の心配から大学教育向けの増加したこれらの施設に参加することが妨げられることは、能う限りあってはならぬ」と主張した。第二段教育にかかわる平行した拡張の必要性もまた強調された。委員会の主たる結論は大文字で印刷されている。政府の援助が遅滞なく用意されねばならぬ。しかし、財政的援助だけが不十分である。大学で要求された設備増加に必要な人的能力と資源の準備が最優先でなければならぬ。そうした優先がなければ、「将来の英連邦の繁栄にとって極めて重要な科学上の人的能力の急速かつ持続的増加を確保すること<sup>(18)</sup>」ができない。

議会及び科学委員会は、向こう5年間の学生総数を10万8千人にまで拡大することを提案し、拡張に関

わる費用を算定するとともに、実際にはこの組織はすでに先の報告書（1943年）で提案していたのであるが、全領域に関する有効な論議のための討議の場として学生を含む包括的な高等教育会議を提案した<sup>(19)</sup>。

当時、戦後初期に引き起こされた大学と高等技術教育一般の拡張計画の分野では、ちょうど学校と地方当局に存在していたような切迫した雰囲気があった。高等教育の大問題は、経済の要求 - そして特に輸出貿易の発展に応じるための科学およびそれに比すればそれほどではないが技術の急速な拡大であった。すでに述べたように、パーロウ委員会はこれについて大仰な賛辞をもって閉じ、そのアプローチが純粋に唯物論者のそれであるとの非難に慎重に反論してはいるものの、これら二つの報告書はいずれも教育の拡張それ自体を「善なるもの」とは論じていない。議会及び科学委員会の報告はまた、大学における研究のバランスの必要性について簡潔に触れ、（なんら明確な議論が示されなかったにしても）人文科学の研究が同等のペースで拡大すべきことを認めている。ヒュー・ダルトンが大蔵大臣として1946年7月の声明のなかで政府と大学を新たな関係の下においたのは、大学の拡張および大学に関する国家的責任を承認するという雰囲気の中においてであった。このことは、大学補助金委員会の広範な役割にかかわっており、「大学は国家の要求への十分な適合」が求められているとしても、同委員会が「大学の発展計画に関わる準備と実行」を将来手助けすべきことを強調したのであった<sup>(20)</sup>。

#### 法律の展望：1945年からの概観

当時、まさに教育院の向こう側で教育的前進の計画と将来への高い希望が存在していたこの時期の雰囲気と感情は、1946年初頭に出版された G. C. T ジャイルズの書物『新しい学校の絆』においてよく捉えられている。ジャイルズは、かつて全国教員組合委員長 - 当時最大にしてもっとも名声ある教師の組織であった - であり、1944年の単一年度で法案と法律の両方に関する200以上の会議で演説しただけでなくその採択に関して交渉にかかわったのであった。多年にわたりアクトン・グラマー・スクールの校長であり、イートンの出身者にしてしかもずっと以前からのそして誠実な共産党員であったジャイルズは、広く尊敬されるとともに法律とその可能性の強力な支持者であったが、その主要な弱点もまた明確に自覚していた。彼は、1945年の著書のなかで法律の積極的側面、教育的構造とエートスの来るべき根本的変革を力説する一方、その先にある「仕事の重要性」と障害をもまた力説した。ジャイルズは三分類制度を強力に批判し、「将来の第二段学校」に一章をあて、世紀半ばの要求に応じる唯一適切な教育の形態は共通のあるいはコアとなるカリキュラムを取り入れた11歳から13歳までのすべての子どもを対象とした単一のコンプリヘンシヴあるいは多課程の学校でなければならぬと論じた。彼はまた、地域のカレッジ - 「緊急の訓練計画をスピード・アップする真の活力と可能であるはずの十分に準備された建設計画を備えた」 - の設立を大いに力説した。彼は、「1948年に地域のカレッジに職員を配置し、収容する」と主張した。これは、地域のカレッジが1950年に設立されるであろうという内閣の最新の声明に関連している。ジャイルズは「我々のもとへ」と題するその最終章で、その法律は「一定の弱点はあっても」進歩的で民主的であるという彼の見解を繰り返し、「新制度を構想する実際の働きを提供する」と付け加えている。すでに「旧学校の絆の擁護者は勇気を奮い起こして特権を保持すべく戦っている」と彼は書いた。残りの者は敗北し退却する軍隊の時間稼ぎの作戦を十分に活用している。しかし「新しい民主主義の意識が高まっている。」すでにそれは、「総選挙で労働党を圧勝させた感情の高まり」のなかに現実的表現を見出し、.....「教育を含む社会的前進の道筋にある政治的障害物を一掃しつつある。」ジャイルズは、「労働党の初代教育相エレン・ウィルキンソン」歓迎の論調でその書物を閉じている。彼女はすでに、自らの困難な道を経て「民主的教育制

度なくして真の恒久的民主主義はあり得ぬとの認識を示していた。」われわれイギリス庶民は「彼女の非常に大きな仕事と重大な機会を分かち合う」とジャイルズは結論している。「古き物は死んだ。われわれは、新しきものを生み出すことができなければ古きものとともに死なねばならぬ<sup>(21)</sup>。」

## 第二節 教育における新しい発展

すでに見てきたように、1944年教育法の多くの規定が1945年4月1日に実施に移された。実際、これがもたらした兆候は（ジャイルズによれば「長引きかつ困難な」）一連の厳しい交渉である。この日、教員の新しい給与体系に関するパーナム委員会で合意が得られた。それは、旧基礎学校の教員に対する差別を払拭して（女性教員に対する差別は残ってはいたが）すべての有資格教師に基本的な国家的等級を定めたのである。先（1944年11月）に公表された建築規定草案のみならず1945年3月に公表された初級および第二段学校にかかわる規定の草案も、法律で定められたような統一とレヴェル・アップの原則を具体化した。そうしたすべての措置は、すべて1944年の法律の制定に由来した。

### 離学年齢の引き上げ

当面の主要課題は、もちろん離学年齢の15歳への - 依然として16歳への引き上げの最初のステップであると一般的に見られていた - への引き上げであった。教育相は、自然減に見合うに必要な数に加えて1万3千人の教師ならびに20万の生徒席数の追加が必要になると見積もった。エレン・ウィルキンソンが内閣に決定をもたらした唯一（重大な）の事柄がこれであり、そしてまた大臣としてのエレン・ウィルキンソンの行動にかかわる近年の弁明が自らの役割をここに重きを置いたがゆえに、この問題にいくらかの注意を向けるのは価値あることである。

この問題について想起されるほどには大規模ではないにしても、労働党政府内部で争いがあったことは明らかである。これは内閣で戦われ、最後には内閣全体でまとまった。法律のこの条項の施行日はバトラーによってすでに早くも1944年8月17日（すなわち法律が勅裁を受けたちょうど2週間後）に延期されていた<sup>(23)</sup>。年齢の引き上げは、指令によって「1947年4月1日より遅くない日まで」に延期された。問題は、この日付が遵守されるべきかそれともこの措置がさらに延期されるべきかが問題であった。

問題は、1945年8月の閣議で初めて提起された。エレン・ウィルキンソンの覚書は教員と収容能力の状況を詳述し、それが満足すべきものであり離学年齢の早期引き上げの可能性はないものの「当該日までになされ得る」ことを明確に述べていた。「私は、政府の決定が……遅滞なく告げられるべきことが重要であると考え。」彼女はさらに、地方当局は政府が本気であることを認識していると続けた。「われわれはまた、この日を堅持するつもりであることを明確にしなければならない。」その問題が労働党のよりどころと密接な関係を有しているがゆえに、彼女は「問題が緊急 {となりつつあるという} 内閣の決定を必要<sup>(24)</sup>」としているのである。

エレン・ウィルキンソンは、閣議において、この施策は法律なしで1947年4月1日を超えて延期され得ぬと指摘した。彼女は、政府がその決定を明確にしなければ地方当局は有効な準備をもって進めようとしなないことを付言し、その施策は「政治的に必要である」と述べた。閣議議事録は、政治的見地より延期のための立法を行うことは現在の政府にとって一大困惑であるという全体合意を記している（民衆の期待についての明確な論及である）。そのとき内務大臣であったチューター・イードは、自身とバトラーは1946年9月30日に年齢の引き上げを意図したことを明らかにしたが、今度は4月のほうがより好ましいと考え、エレン・ウィルキンソンを強力に支持した。アナリアン・ベヴァンはこれが住宅供給計画に及ぼす影響

への関心を表明し、地方当局はこのことに「直接の関心」を寄せるよう強く促された。その結果、報告書を可及的速やかに戻すために、ハーパート・モリスン（枢密院議長）を議長とする特別委員会に人を差し向けることとなった<sup>(25)</sup>。

委員会は翌月に報告を行った。委員会は、離学年齢の早期引き上げが「政府の真剣さの試金石と一般にみなされ」、「政治的道理からして人知の及ぶ限りでそれが可能であれば1944年教育法で定められた期日を堅持しなければならぬ」としつつ、収容能力と教員の供給に関する長い論議を経てついにそれが可能であると結論した。一時しのぎの収容や過大学級という極めて不完全な条件を受け入れるにはしばらく時間を要するであろうが、委員会はその措置を講じ得るし講じられねばならぬことで合意した。この勧告は、不十分な論議の後、1945年9月4日に閣議で承認された<sup>(26)</sup>。

いまやこの法律条項実施のための、そして16歳への離学年齢引き上げのための有効な準備を保証するための外圧が保持された。1946年5月1日、労働組合会議の代表がこの特別の問題を首相に押し付けた。その行動は、『マンチェスター・ガーディアン』におけるR. H. トウニイの説得力ある筆頭社説によって支持された。彼は、州カレッジが16歳から18歳までの年齢の人間に与えられるべきであると論じた。その法律の下では、どんなタイプの学校であろうと「最低離学年齢はすべての者にとって同一であるべきである。」いまや（原文イタリック - 訳者）政府は、「万事うまく行けば、最低離学年齢が16歳となる」将来の日を告げるべきである<sup>(27)</sup>。

内閣の決定に従い、もっとも控えめのつもりで15歳への引き上げまでは万事円滑に進み、またほどなく見るように成功を確実にするために緊急施策が実施に移されつつあった。しかしこれが事の終わりではなかった。1947年1月早々、ヒュー・ドルトン（議長とする1947年の経済調査に関する経済計画閣僚会議は、4月1日の学齢引き上げが「1948年9月までには37万人にのぼる国家労働力の直接的損失」をもたらすことを力説した。これは、「国の経済全体がひどく疲弊している時期における」資源の縮小を意味する。委員会は、その措置は5ヶ月 - 1947年9月1日まで - 延期されるべきであるとした。そのような延長は、準備が「いっそう完全なものとなる<sup>(28)</sup>」のさらなる利点を持つであろう。

委員会の非メンバーであるエレン・ウィルキンスンは、この提案が閣議で押さえ込まれるべきであるとはっきりと思った。彼女は、その問題が議題となったときにこの提案を正当化する教育的根拠がないことを論じた。

「その措置は15万人の子どもから1年間の教育を奪い、そしてその被害を受ける子どもはまさにその教育が戦争によって極めて深刻に妨げられた当の子どもとなるのである。彼らはすべてその両親が労働者階級であり、境遇に恵まれた親は、相変わらずその子どもを意のままに修学させ続けるのである。」

首相は、この措置がこれ以上延期されることなきよう実に強力な熱弁をふるい続けた<sup>(29)</sup>。

それに続く討議のなかで、延期はごくわずかの経済的利点に比して大きな社会的、教育的困難に陥るであろうことが論じられた。すなわち、それは近視眼的でもある。国はいっそう高水準の技術を必要とし、それゆえいっそう長期間の教育が必要である。さらなる延期は明瞭な公約破棄に関連した政治的不利をもたらすであろう。議事録が記しているように、その議論は事実上全員同意であった。大臣にして委員会の議長でもあるヒュー・ドルトンは内閣の姿勢を考慮して「彼はこの特殊な勧告を強いることを望まない<sup>(30)</sup>」と述べたと記録されている。

この問題の敗北は、大臣である彼女自身の信頼性のみならずさらにいっそう重要なことに、教育及びそれに与えられる優先事項 - 特に法律の施行に際して - に対しても深刻な影響を有することになるであろう

ことは疑い得ない。これは政府高官によって明らかに確かめられた。事務次官に任命されたばかりのジョン・モードは、回想録のなかでその問題を次のように言っている。

「エレンは、これが勝利しなければならぬ戦いであると認識していた。彼女が勝利すれば、内閣は彼女が他のところで通用する貴重な力量を有していることを知るであろう<sup>(31)</sup>。」

これはエレン・ウィルキンソンの閣僚としての最後の行動であった。彼女は1947年2月早々に突然死去し、予期せぬことにジョージ・トムリンソンに引き継がれた。W. P. アレギザンダーは、回想録の注のなかで、「彼女が存命中最後の週に、彼女の打ち込んだ主要な教育改革のなかで第一のものをめぐって戦わねばならなかったのはこのほかふさわしいことであった<sup>(32)</sup>。」と記している。

### 教師と収容能力

すでにみてきたように、元来1945年に採られた1947年4月1日における離学年齢引き上げ決定は、最小限必要な教師と収容能力を提供するために緊急措置が講じられるべきことを意味している。内閣の緩慢と非効率性の両者について極めて多くの批判 - 地方当局からの - があったが、これら最小限の目標は事実上限られた時間で成し遂げられ、離学年齢引き上げ措置は比較的円滑に進められた。短縮された一年課程の臨時的なカレッジ（主として退役軍人向けの）の設立を生み出した緊急養成計画が開始された。しかしこれは1947年に慎重に進み始めたばかりであった。 - 1946年12月末までに総計12,600人の入学が期待されたのではあったが、開始一年に満たぬ1947年5月1日には3,250人の学生を擁するわずか17のカレッジが開設されたにすぎなかった<sup>(33)</sup>。これは、内閣 - そして大臣が責任を負う問題への攻撃に関わる一大突出部分であった。

もうひとつは収容能力であった。教育相は、目標達成のための唯一の方法が「すばやく建てられ、熟練労働が最少ですむ<sup>(34)</sup>」組み立て式の小屋にまったく集中すべきことを最初から明らかにしていた。概算して必要な6千の教室と実習室を建設する調整が労働大臣によってなされるはずであった。しかし進歩は緩慢であった。たとえば、そのような小屋は1946年3月までに「およそ100校」に建設されたにすぎなかった<sup>(35)</sup>。多くの子どもと教師にとってひどく居心地の悪いものではあっても、結果的には15歳への移行を実行可能にするために十分なものが建てられた。これに関連する建設計画は、1947年および1948年を通じて必要であり続けた。 - ジョージ・トムリンソンが告げた2,400万ポンドの作業施設計画は、1947年10月の遅きに至ってもなお離学年齢の引き上げに必要な200の計画（1,100万ポンドを要する）を含んでいた<sup>(36)</sup>。

これらのプレハブ小屋は緊急には必要であったが、それは『タイムズ』紙が言うように、

「その建設が教育力の拡大としての教育法の全面的適用に必要な収容能力と快適性の水準向上に大きく貢献し続けると考えるのは極度にばかげている<sup>(37)</sup>。」

当時（1946年）依然として有効であった建築規制は、法律第10項の下で省が定める基準に従った既存の建物の再建築を開始することすら不可能にした。

すでに1946年夏までには、法律の全面的施行の希望は厳しいものとなった。主要事項は教師の供給であった。これさえ大幅に拡大すれば、公約の州カレッジ建設だけでなく法律で目標とされた学級規模を最大30人にまで縮小する機会が存在したのである。離学年齢の16歳へのさらなる引き上げは、いっその大幅増を必要とした。政府の計画はこれらの目標近くのどこにも達しなかった。大臣（エレン・ウィルキンソン）は、当時の一連の議会声明のなかで学級規模の縮小について若干の前進がある一方、1948年9月までに二つの目標 - 離学年齢の15歳への引き上げと牛乳と食事の全面的無料提供 - が達せられるであろうと述べた。1948年を過ぎて、三つの「主要な仕事」すなわち良好な建物、州カレッジ、継続教育に関わるいくつかの

主要建物が設定された。しかし、G. C. T. ジャイルズが『タイムズ・教育版』への力強い書簡の中で指摘するように、事務次官（デヴィッド・ハードマン）は下院での議論に結末をつけるにあたり「州カレッジは1950年4月1日に開校すべきであるという巷間流布している信仰」をわざわざ訂正した。」彼は、「18歳までの継続教育が義務となる日程を決めることは無責任である」と言った。エレン・ウイルキンソン自身、この論議を通じて法律の施行は世代の任務であると述べた。ジャイルズは、いっそうの緊急性を求めて強力な請願 - 地方当局は特に「国庫からのいっそう寛大な援助」を必要としている - して締めくくった。ジャイルズは、法律が通過してすでに2年であると結論している。「それは世論そして特に親と教師の熱狂的支持を得たし、また依然として得ている。」決然たる努力が必要であった。 - 「われわれは、一国民として一般教育のより高い水準を持たずしては自己を科学的世界の中でとても支えることができない。」目下の目標は「あまりにも低く」、目下のペースは「あまりにも遅い<sup>(38)</sup>。」「タイムズ・教育版」はこれより先、教員の供給に関するジャイルズの以前のコメントを支持し、彼は「慎重すぎる」とだけ述べた（おそらくH. C. デントによる）社説を掲載した。30万人の教師集団が必要であり、それは迅速でかなりの補充を含むものである。万事、「葺相およびその助言者が」彼らの教師の補充の方法を特徴付けているように見える「無関心と独りよがりから自らをどれだけ早く解放するか」にかかっていた<sup>(39)</sup>。

### 第三節 統制の新たな形式

#### 三課程制の押し付け

すでに本書第一章で見たように、法律から生じた重要な問題は「第二段教育をすべての者に」という新計画にかかわる組織あるいは実際の構造であった。これは、スペンズ委員会が勧告したように並行して三つのタイプの学校（グラマー、モダン、テクニカル）を含む戦前の状況に基づくべきかそれとも単一の学校あるいは多課程制学校あるいは総合制学校の発展による状況の根本的変革があるべきであるのか。

すでに見たように、法律自体は構造問題を未決定のままにしていた。他方、この問題に関する公的思想は、1943年の白書（『グリーンブック』に基づく）と三課程制をきわめて明確に支持するのに賛意を表しているノーウッド報告書のいずれにおいても、非常に明瞭であった<sup>(40)</sup>。

しかし、状況は根本的に変化した。労働党政府は、下院での多数を基礎にして権力を握っていた。実際、労働党は多課程制学校に関する広範な実験を支持する1942年及び1943年の全会一致の決議に縛られていた。アリス・ベイコンは、総選挙のわずか一週間前の1945年5月末近くに開催された党大会でこの特別な問題に確約を与えた。「第二段教育に関する限り、われわれはすべての子どもがひとつの建物で教育を受ける多課程制学校を支持する」と述べ、「われわれが政権に就けば、それによって自由で民主的な国を建設することのできる自由で民主的な教育制度を持つことを約束する<sup>(41)</sup>。」

もちろん、単一の（コンプリヘンシブな）学校もまた、最大にして極めて名声のある地方当局 - ロンドン州参事会（当時そうであった） - の明確にして思慮深い政策であり、実に1935年以来の（ひとつの見通しとしての）政策であった<sup>(42)</sup>。すでに見たように、それは戦時中 - 特に1943年から44年 - 教師及び教育家のあいだで広範で強力な支持を獲得した。もちろん、このことは労働党が全体としてこの政策に勝利していたことを意味しない。 - これはずっと後（1960年代中葉）になってようやく成し遂げられたのである。しかし、それはまさに労働党政府がそのような政策の実施を促すための白紙委任を得ていたことを意味している。

この問題は、しばしばエレン・ウイルキンソンのパースナリティは態度との関係で論じられている。彼女はなんとと言ってもその在任期間（1945年8月3日から1947年2月5日まで）、政策に直接責任を負って

いた。しかし実際には、いくつかの重要な決定が1945年7月の労働党勝利以前になされていたことが想い起されるべきである。当時及びその後についてわれわれが注目すべきは、一般に地方当局がコンプリヘンシヴな修学によってではなく三課程制による発展計画を作成すべきことを保証する目的を有する三つの異なる内閣（戦時下の連立内閣、これを引き継いだトーリーの暫定内閣、そして労働党内閣）を通じて文部省の役人による極めて体系的で断固としたアプローチである。その主要な規定が1945年4月1日から有効となったとしても法律が1944年8月3日に勅裁を得た時点以後の重要な発展をたどることがよいであろう。

すでに見たように、地方当局は法律第11項の下で、初級および第二段の教育をカバーする発展計画を準備しなければならず、省への提出および省による承認に向けて法律が地域でどのように実施に移されるかを示したのである。

歴史的記録は、そのごく初期以降中央から末端 - 地方当局 - への「助言」および「指導」の重みを示している。実際、法案が勅裁を得たわずか一週間後に新大臣によって発せられたまさに最初の回状は、この問題を扱ったのである（「1944年教育法」第一章、1944年8月15日）。回状は、地方当局が1945年4月1日以降、発展計画に関わる準備をすべきことを通告しつつ、次のように続けている。

「これらの計画に関わる準備は、多くの教育上の問題を提起するであろうし、教育省は当局を支援するために、初級及び第二段の領域の目的と多様な学校組織に関する指導のメモを発行することを申し出ている。……これらの計画はできる限り実行可能な統一の方向で作成されるはずである……。」

地方当局が計画を開始後 - すなわち1945年5月早々 - 、更なる回状は計画が1946年4月1日までに提出されることを要求しつつ、地方当局に対して「この同じ時期に刊行された『国民の学校』と題する教育省のパンフレットで述べられている一般原理に特に注意することを要求している<sup>(43)</sup>。」

われわれは、高度に論争的で、内閣の実に有名な新シリーズ（先に約束していた覚書の代わり）の最初のもので、戦時下の連立内閣が責任大臣 R. A バトラーとジェイムズ・チューター・イードとともにまだなお政権下で公表されたことに注目すべきである。パンフレットは、実際には対ドイツ戦終結（5月7日）の翌日に公表され、多くの人々はようやくそのころになって別の事柄を考えたのである。もちろん、パンフレットはそれ以前に起草されていた。すなわち、チューター・イードがその草稿の段階でそれを見て、もちろん正常な行為として「一定の修正を提案した」証拠が存在している。パンフレットが下院で最初に批判されたとき、新大臣のリチャード・ロウ（暫定内閣の教育相）が実際それを受け入れたのである<sup>(44)</sup>。

『国民の学校』は、確かにコンプリヘンシヴ・スクールに対して激しく反対した。グラマー・スクールの員数の削減を要求し、新しい第二段学校は「将来の職業が技術上の熟練あるいは知識をなんら必要としない」労働者階級の子ども向けの学校と考えられるべきであることを率直に述べたのである。新しい第二段（教育 - 訳者）制度の構造に目を転じてみれば、パンフレットは、「第一の問題は」……（先のパラグラフですでに述べられているグラマー、テクニカル、モダン）という「これら三つの幅のあるタイプのそれぞれにどのような規定が作成されるべきであるのかについて決定することである」と主張したのであった。ある地域の第二段教育は「全体として多様なタイプからなるものとして描かれるべきである」とパンフレットは続けている。次いでパンフレットは、多課程制学校を四つの点で厳しく批判している。すなわち、そのような学校は極めて大規模になるに相違ないのであって好ましくないものであり、いずれにしても選抜がこの学校で続くに違いない、学校は明確な目的と役割を備えて初めてよく機能すること、いずれにせよ計画は既存の計画から出てこなければならぬというものであった。パンフレットは、「あまりに性急に大規模な形で革命的な変革に突き進むことは誤りであろう。……革新は必ずしも改革ではない<sup>(45)</sup>」と続けている。

『国民の学校』は、G. C. T ジャイルズの重要な論稿のなかで即座に強力に批判された。彼は、「提案の中には『いま行われるべき変革と前進』の挑戦に応えるものが何もない」と述べた。白書や法律の持つ進歩的・民主的精神は何らないのである。そのパンフレットは、目下の挑戦に応じようとしていないと彼は結論している。「それは、旧態依然たるパトラーの自己満足的な承認によって運命付けられている<sup>(46)</sup>。」この見解は、その二ヶ月後の『タイムズ・教育版』のハロルド・デントの社説によって強化された。彼は、「イギリスの教育において、第二段学校に関して三つの等級を設けるべきこと以上のどんな大きな災難も新しい体制を打ち負かすことはできない<sup>(47)</sup>」と書いたのであった。

パンフレットは、労働党が政権をとる以前の第二段教育の将来に関する大臣の見解を極めて明快に述べている。W. G. コウヴの強烈な演説が、エレン・ウィルキンソンの極めて混乱した抵抗に抗してパンフレットの撤回を求める決議に満場一致の支持を得るのに成功した1年後の1946年7月の労働党大会において怒りの爆発を導いたことはよく知られている<sup>(48)</sup>。そのパンフレットは、その一部はもはや政府の政策を表してはいないと大臣が述べはしたものの実際には撤回されなかった。しかし、パンフレットが再発行されることはなかった。

『国民の学校』は1945年5月に刊行された。その数ヶ月後、重砲 (heavy guns) が実際にもたらされた - その年の12月は、労働党政権が大臣としてのエレン・ウィルキンソン、(今度は) 事務次官としてのデヴィッド・ハードマンとともに6ヶ月近く仕事をしてきた年である。そして、文部省が今度は新しい事務次官として極端な伝統主義者であり、秋には引退してジョン・モード (後にレドクリフ・モウド卿) がその後を継いだモーリス・ハウムズを得たことを思い出すことは価値がある。ジョン・モードは、復興省から教育院に新たにやってきた。したがって、いまや新しい省と新しい事務次官が存在したのである。しかし、政策はおそらく驚くほど同一のままであった。このことは、1945年12月12日に発表された「第二段教育の構成」と題する回状73に関わる問題に明らかである。

疑問が明らかとなりつつあり、したがって文部省は、発展計画に関して「指導」が求められていると報告している。最初は『国民の学校』が再び推奨されている (パンフレットが全体として拒否されるはずであった労働党大会はまだ開催されていなかった)。回状は、このパンフレットは「計画に際して、記憶されるべき声明と議論の全体を含んでいる」と強調している。しかし、この新しい回状は「行政をいっそう詳細に指導する」ことを目的としている。

回状は、席の概ね70~75パーセントが「モダン・スクールのタイプであるべき」であり、残りの25~30パーセントが「適切な比率で」グラマー・スクールとテクニカル・スクールに割り当てられると続いている。決定的な方針が次のように続いている。

「立案の直接的目的および学校の従来からの配置に鑑み、地方当局が最初から三つのタイプの観点から考え、そして各タイプに割り当てられた収容能力の情報を発展計画の中に含むことは不可避である。」(下線、ブライアン・サイモン)

その明瞭な指示は、「学校に関するこの分かれた分類」が変更不可であるかもしれぬことを示唆している次に続く節によってわずかに修正されたにすぎなかった。しかし、回状の主要なメッセージは極めて明瞭である。計画は、三つのタイプのそれぞれについて正確に規定されているとおりの席を提供しなければならない。

地方当局が発展計画を策定しつつあったまさにそのときに発表されたこの記録は、閉鎖に向けた明瞭な試みと理解されるようである。助言は、労働党が政権につく前に発表された『国民の学校』の発展的な内容である。確かにこれは文部省の明瞭な方向である。事務次官となったジョン・モードは、その自叙伝の

なかでこの分析を確認している。

彼は次のように記している。法律は、

「学校の供給責任を文部省ではなく地方当局に負わせた。しかし、地方当局は文部省の『指示と統制』の下で活動すべきであり、特に、初級及び第二段教育をどのように提供するつもりであるのかを示す『発展計画』（大臣の承認を必要とする）を作成すべきである。」

モードは、したがって「地方当局は長期あるいは当面いずれかの計画に着手する前に大臣が自らの目的を明かさねばならぬ」と続ける。彼女は、そのようにしたのであり - 視察団が作成した回状を承認したのである（注目すべき点である）。「地方当局は各自好むものの提案が可能であるが、「大臣の承認を得ることができるものは何であり、得られぬものは何であるかについての間違いのないヒントが与えられている。」（下線部、ブライアン・サイモン<sup>(49)</sup>）

地方当局は、自らの計画を準備するうえで1944年法が予測したよりもはるかに時間を要した。さらにいくつかの当局の側では、受け入れた「助言」にもかかわらず文部省が完全に - あるいは部分的に - 総合的（コンプリヘンシヴ）なシステムを準備するための明白な措置にますます急速に関与するよう見えた。ロンドンだけでなくレディング、オルダム、コヴェントリ、サウセンドが前者であった。1947年初頭に提出され、同年4月にフエビアン協会によって公表された54の計画（地方当局の3分の1）に関する分析は、20の計画が二課程制（テクニカルとモダンかグラマーとモダンのいずれか）の学校を提案したのに対し、14の計画（4分の1弱）が事実上ひとつあるいはそれ以上の多課程制学校の提供を提案していることを示している。 - 分析された当局の半分強が厳密な三課程制の形態よりもいっそう弾力的な構造を望んでいた<sup>(50)</sup>。

文部省は、おそらくコンプリヘンシヴ（あるいは多課程制）スクールを支持する大きなうねりのゆえにこの問題にもう一度戻って、18ヵ月後の1947年6月に回状144を発した - そして同時にさらにもうひとつのパンフレット『国民の学校』の更新版（そしていっそう配慮した言葉遣いの）『新しい第二段教育』を出版した。「第二段学校の構成」と題する回状144は、再度「第二段教育の計画策定の根底にひそむ教育原理について助言を与えた。」今度はジョージ・トムリンソンがこれに関わる大臣となり、エレン・ウィルキンスンは同年初めに死去した。

この冗長で頭がくらくなるような回状は、多課程制および二課程制学校の性質と規模や組織に関する文部省の見解を押し付けることに明確に関わっていた。

回状は、次のように始めている。

「第二段教育の構成を三つの明らかなタイプ - モダン、テクニカル、そしてグラマー - それについては、その多様性が一般に知られ、述べられている - を考えることなくして賢明に取り扱うことは不可能である。」

さらに、多課程制学校の標準最低規模は、1,500～1,700席を備えた10～11の学級を擁する学校であるべきだと論じ、この規模の学校に伴う問題を指摘している。地方では、900の学校が「まったく不合理なものであるわけではない」と認めている。『新しい第二段教育』と同時期に発行され、実際にはわずか1.2の素っ気のないパラグラフが単一の学校に割かれたに過ぎず、そのかわりに三つのタイプのそれぞれについて十分に焦点を当てた一般大衆向けのパンフレットは、第二段教育の「諸タイプ」を受け入れたのである。確かに、この回状も新しいパンフレットもコンプリヘンシヴ・スクールを計画する当局に対して激励をまったく与えなかった。

この回状とパンフレットは、公的な助言と「指導」の連発の仕上げである - 少なくとも文部省から公然

と(そして特に微妙な時期に)提案されたという意味で -。

ジョージ・トムリンソンは、1947年2月に引き継いだとき、単一の第二段学校にかかわる大義の信奉者から前任者に対するある敵意を受け継いだのである。『国民の学校』に関して1946年の労働党大会での怒りの爆発についてはすでに言及されている。しかし、後任大臣によって追求された消極策への憤りが収拾不能となったのは1947年の遅くであった。その年の労働党大会で、プリストル労働党による動議が全会一致の支持を得た。これは多課程制学校に関する決議が無視された事実に対する抗議であり、大臣に

「イギリスの第二段教育の非民主的伝統を新教育法の下で永続化させぬことへの大いなる配慮を強く促した。」

決議はこれに続けて、本大会は

「過去5年間の四つの時期に、共通第二段学校……の急速な発展の必要性を強調する決議を採択した事実注目する。……それは、国家のすべての子どもに平等な機会を与えるために大臣に対して教育制度の再検討を要求している<sup>(51)</sup>。」

もちろん、真の検証は提出されたいっそうラディカルな発展計画がどのように取りあげられたのかについてであった。ここでの鍵の問題は、1948年にミドルセックス州参事会によってついに提出された計画であった。州参事会は、すでに1946年に労働党の多数派とともに、既存建物の利用と応用(および新しい敷地に新たなコンプリヘンシヴ<スクール-訳者>)の建設)によって、13歳あるいは14歳までのすべての子どもへの共通のカリキュラムの提供を通じて570人から850人の生徒を擁する学校を組織化し、比較的迅速に制度を改革することを提案した。その目的は、「第二段学校の年齢にあるすべての生徒に第二段教育を提供するための州参事会の決定について……なんらかの保証を親に」与えることであった<sup>(52)</sup>。1948年5月、州参事会は6つの学校のコンプリヘンシヴへの即時転換を提案して大臣の承認を求めた。大臣は「その先導性を歓迎した」ものの、わずか2校を承認し、(抗議があつて)後に3校に拡大したに過ぎなかった<sup>(53)</sup>。

州参事会は、その年(1948年)遅く、ついにコンプリヘンシヴの制度に向けた全面的発展計画を提出した。当時これは大いなる関心呼び起こした。と言うのも、その計画が(大規模な11校から18校の建物を用意するかわりに)多様な「子どものタイプ」に応じて分かれた課程にかかわる共通のカリキュラムと迅速な移行を可能にするアプローチの両者について労働運動の進歩的部門の考えを具体化したからである。1949年1月、大臣は先に述べた労働党大会の決議に見かけは動じることなく二つの陳腐なあるいは少なくとも十分に覚悟のできた根拠に基づいて、完全な再検討を求める計画を発表した。その第一は、提案されている学校が「小規模すぎる」と、そして第二は必要なものは多様なタイプの子どもの応じる多様な学校であるというものであった<sup>(54)</sup>。唯一ミドルセックスが、これらの理由に基づいてその計画が拒否された当局ではなかった。1948年、大臣はまたノース・ライディングにおける5校の提案を「小規模すぎる」として拒否した<sup>(55)</sup>。

しかし、何らかの動きがあった。すでに見たように、多課程制学校は地方において正式に受け入れられたのである。可能であればコンプリヘンシヴに移行することをすでに大戦前に決定していたアングルシーは、おそらくこのカテゴリーの下で承認される方向で動いていた。1948年に発行された発展計画の紹介に際してお役所思想を強力に批判したウエスト・ライディングはまた、地方でのいくつかのコンプリヘンシヴ・スクールを発展させるための提案を行い、その計画が承認された。1944年法の該当しないマン島のケースもあったが、同法に従ったマン島教育法の下に、マン当局は全島をカバーするコンプリヘンシヴ・スクールの完全な制度の樹立に有効に動いた最初のひとつであった。ウエストモーランドでは、ウインダー

メアのグラマー・スクール（ついでながら220人の生徒が在籍していた）が1945年早々にコンプリヘンシヴとして再編された - これは受け入れられたようである。

そして最後に、しっかりとした先達的なロンドン学校計画を1947年早々に発表したロンドンのケースがもちろんあった（2年後によく提出が決定したのではあるが）。しかしこの計画及びこれに関連する発展は後に考察されるであろう。

労働党の勝利に先立って、文部省の役人によって決定された政策が実際に受け入れられ、労働党の大臣と内閣によって実施されたことは明らかなように思われる。労働党が大会決議に従って第二段教育制度の変革に取りかかれるとすれば、行動するうえで重要な時期は明らかに政権について早々の数ヶ月後であった。そのとき、この実施のための「助言」と「指導」が地方当局に送付された<sup>(56)</sup>。しかし実際には、反対の政策が追求されたのであり、それは明らかに極めて意図的であった。労働党の政治的指導者たち - 特にエレン・ウィルキンスン - はもちろん、政権にある時期に提出された発展計画についてなされた決定ならびに回状と彼女の名で1945年7月に発表されたパンフレットに責任を負わねばならない。エレン・ウィルキンスンが個人的に三課程制を完全に支持する声明を幾度も発したことはよく知られている。ケネス・モーガンの見解によれば、彼女は1944年法に「深く関与」し、「グラマー・スクールへの労働党の本能的信仰を表現していた」のであった。彼女はまた、「大戦中に党のなかでいっそう中道的立場に身を移した<sup>(57)</sup>」。ベティ・ヴァーノンは、彼女の態度について同情的ではあるが無批判的ではない伝記のなかで同様の評価をしている<sup>(58)</sup>。彼女が就任してすぐにその政策を知ったとき、個人的には文部省の政策と争わなかったことが十分に明らかであるし、彼女の親友リア・マニングが述べているように、彼女の下にある役人からの助言に大きく依存しようとしていた<sup>(59)</sup>。しかし、政府が追求した政策は単に大臣のパーソナリティによって説明されるものではない。実際、キャロライン・ベンが示したように、労働党中枢にあってはこの問題について明瞭さと決意を欠いていたのである<sup>(60)</sup>。結果的には、決定的変革をもたらすための明瞭な機会がしかも有利な時機に失われた。

### 試験に関する政策

労働党政府の教育政策が試されるいまひとつの挑戦があった。すなわち、これが実際に労働党が選挙に勝利した後に希望されたラディカルな前進であるよりもむしろ抑制であるか否かということである。これは、離学年齢をありうべき可能性をもって15歳に、そしてさらにそれほど遅くにはない時期での16歳への引き上げによる学校生活の延長から生じた。このことは、公的に支持された厳密な三課程制内ですら生徒数の増加が大学や専門職への資格を与え、労働市場の不安定に連なる可能性をもたらし、結果として社会的安定への期待を裏切るのである。新政府はこの状況の中でいかなる行動をとったのか。

ここには二つの相互に関連する政策の領域がある。第一に、グラマー・スクールをめぐる文部省の政策が戦争終結に向けて発展した。そこで折々に明確に打ち立てられ、また述べられた意図は、これらを11歳から18歳までの全課程の生徒を擁するエリートの学校へと改造するために採用生徒数を減じることであった。第二の政策は、11歳以上の大部分の児童がゆくゆくは通学することになる第二段のモダン・スクールに与えられた機会に関連していた<sup>(61)</sup>。

グラマー・スクール問題は後に論じられるであろう。第二段グラマー・スクール（1945年4月1日、上級小学校は戦前のように改名 - あるいは再分類 - された）に関して言えば、離学年齢の引き上げからくる学校資格証書取得試験への殺到をいかに防止するかということであったように思われる。この全体的問題は、1946年の初夏に突如として危機に達したように見える。当時、離学年齢が1947年4月1日に15歳に引

き上げられることはもちろん承認されていた（実際そうであった）。いくつかの第二段モダン・スクールは、生徒を学校資格証書取得試験を受験させることを積極的に考え始めていた。これは、多くの場合生徒が1年余分に在学することを、そしてもちろん彼らのための特別教育課程を備えることを意味していたが、それはいくつかの地域では完全に可能であった。仮にこれが妨げられるとしても早期の活動が必要であるとの認識は、第二段モダン・スクール段階で生徒に学校資格証書取得試験を受験させる要求が突如としてそして明らかに予期せず届いた1946年初期に文部省に打撃を与えたように思われる<sup>(62)</sup>。

「第二段学校における試験」と題する回状103が5月に発せられた。これはほとんどパニックの様相を呈していた。回状は、学校資格証書資格取得試験について何らかのことがなされねばならぬと論じた。15歳あるいは16歳でのいかなる外部試験についても、「状況が許す限りできるだけ早期の」完全廃止に向けた激しい論議が続いた。この提案の根拠はノーウッド報告によっていた。回状は、この提案の根拠は大臣（エレン・ウイルキンソン）が合意したノーウッド報告書にあると述べている。回状は、さらに好ましいのは「客観的な知能テスト」が第一の試験の地位を占めるように開発されるべきことであると述べている。回状は、いかなる行動がとられるべきかについて第二段学校試験協議会の助言を求めることを大臣が提案するとの意見とともに、学校資格証書取得試験は根本的に - たとえば内部的評価を用いて - 改革されれば継続すべきであると幾人かの者が考えていることを認めて結論を下している。暫定的調整部会は、グラマー・スクールの生徒はいずれにせよ17歳ないし18歳まで在学すべきであり、したがって最初の試験は不要であることを繰り返している<sup>(63)</sup>。

しかし、真の危機は回状の最後にある。17歳以下の生徒についてはいかなる外部試験によってもグラマー・スクール以外の学校への入学を阻止する規則の公表を告知しているのである。換言すれば、第二段モダン・スクールの生徒が、法定離学年齢を超えた2年間在学することを説得しなければ学校資格証書取得試験からまったく締め出された（そして、文部省からの特別許可を必要とさえした）のである。生徒が入学するための積極的計画を策定する学校は、先手を打っていた。

回状113（「第二段学校試験協議会」）は、数週間後（1946年6月26日）、文部省が「学校の試験に関する政策と一般的調整」に全面的責任を負うという重要な告知を行った。多くの人々を狼狽させたこのイニシアティブの法的根拠は教育法にあった<sup>(64)</sup>。第二段学校試験協議会の全面的再構成が告げられ、委員会は新たな試験に向けた提案を行った。前の協議会は、文部省の代表者を擁することなく、試験委員会（大部分は大学人からなる）から10人、地方当局から10人、そしてさらに10人の教員からなっていた。新たな構成は、文部省自体から指名された5人、地方当局（CCA, AMA, AEC）から8人、教員組織（HMCを含む四連合、NUT等）から11人、大学から6人、ウエールズから1人 - 総計31人を含んでいた。文部省の管理は、退任したばかりではあるが非常に名声ある事務次官サー・モーリス・ホウムズを議長に、そして勅任視学官 R. H. バーロウ（ノーウッド報告書の多くを書いた）を国務秘書（Secretary）として任命したことに典型的に表されている。しかし、再構成された委員会の直接的任務 - 新たな試験について報告すること - のために2人の補佐事務官に加えてさらに四人の文部省の上級職員が含まれた。

1947年4月1日、内閣での「争い」の後、離学年齢はついに15歳へと引き上げられた。その9月、再構成された第二段学校試験協議会の報告書『第二段学校の試験』が公表された。これは、提案された新たな試験の性格を定義 - 一般教育資格証書（GCE）取得試験 - した簡略にして極度に秘密の記録であることが明らかとなった。その報告書は細部には相違があったものの、概して回状103に述べられた文部省の方向に従順であった。委員会は、特に廃止に道を開いたものの実際には16歳での外部試験の完全廃止を提案することはなかった。委員会は、一般教育資格証書取得の最低年齢制限が（9月1日に）16歳と定めら

れること、しかしその後のさらなる引き上げを勧告した。再構成された委員会の幾人かの委員から16歳時の外部試験の実際の廃止について強力な反対を受けたと信ずるに足る理由がある。年齢制限の問題については、委員会が全体的に暗礁に乗り上げたこともよく知られている。完全な決裂を阻止するために表面的な一致が最後に得られたのである。

報告は、教育大臣によって(回状168、1948年4月23日)原則的に受け入れられた。そして、教科の試験でありそれらの諸教科は従来までのようには分類されない点で学校資格証書取得試験とは異なる新しい試験が1951年に最初に導入された。注意深く準備された大臣の計画は、ある意味で挫折した。なぜなら16歳時の外部試験は残っており、それによってモダン・スクールが新たな地位を獲得する危険があったからである。しかし、ある取引が公的目的達成のために多様な手段で行われたように思われる。試験の合格水準が引き上げられるならば多くの生徒が今度は不合格となるであろうから(正しい予測である)、第二段モダン(スクール-訳者)の子どもの排除(明るみになったように誤算であった)と相当数の生徒のグラマー・スクールからの排除という二つの効果をもつであろう。これは、新しい一般教育資格証書取得試験の合格には生徒は旧学校資格証書の「認定レベル」(すなわち旧来の合格水準をかなり上回る水準)と同一水準に達しなければならぬとする委員会の勧告にとって重要であり、その勧告は大臣(トムリンソン)によって他の人々とともに後に受け入れられたのであった<sup>(65)</sup>。

これは教育政策において大きな重要性を持つひとつのステップであり、地方の各グラマー・スクールの働きに究極的に影響を与えたのであった。しかし合格水準が引き上げられるべきであるという非常に重大な助言は、報告書の二つの短いパラグラフと正確に一致している。水準についての影響が「有益で刺激的」であり、「合格が真の重要性を有するべきである」という単純で論点先取りの陳述を別とすれば変革のための理由は、なんら与えられていない。

16歳という重大な年齢制限に関しては、早期特殊化の危険を減じることについての論議も存在したのではあるが、当時、本質的に第二段モダン・スクールから生徒を排除する一手段と広くみなされた。『タイムズ・教育版』のある筆者は、1948年7月、「新しい第二段モダン・スクールの受験を阻止するために最低年齢が16歳に定められることが広く要求された」と主張している。「これは政治的議論であって、教育的議論ではないし、確固とした否定が討議を曇らせるのを防ぐであろう。必要なことは、教育的根拠に基づいた改革の徹底的見直しである<sup>(66)</sup>。」ジョージ・トムリンソンは変革を拒否できなかった。すなわち彼は、上記記述及びこれに類する主張への彼の返答のなかで年齢制限は「ただ単にモダン・スクール防衛のために」課されたのではない<sup>(67)</sup>と主張した(下線、ブライアン・サイモン)。北部連合大学委員会事務委員 J. A. ベッチの言葉によれば、文部省はいまや「新しい試験を課すこととその働きの詳細を管理する努力によってその優位」を例証したのである。文部省が一般教育資格証書取得試験にかかわる委員会(council)の計画に対してほかに何も貢献しなければ、「年齢制限を課さなかった」のである。計画が立案されつつあったとき、

「それは、グラマー・スクールではない新しい第二段学校が既存の試験制度あるいはその派生物に関心を持たなくなる大臣の政策であった。すなわち、一般教育資格証書取得試験の受験に関する16歳の年齢制限は、法定離学年齢を一年超えてこれらの学校に在籍している生徒を含み、それによって若干を除いてすべての生徒がそれを試みることを思いとどまらせるものであった<sup>(68)</sup>。」

意図が何であろうと - そしてこの施策を支持する真剣な教育的議論が何ら進められなかった - その客観的意義は十分に明らかである。この処置により、法律的には等しい地位にあるはずのグラマー・スクールとモダン・スクールとの間に強力な障壁が設けられた。政府は、障壁をこのように設けることによって、

そしてほかでもないまさにこの点において、まもなく基礎学校と第二段学校とのあいだの旧来の分離を新たな形式で永続化させたのである。1944年法教育以前の分離した構造が新たな形式によるにしても持続することとなった。

政府（及び文部省）は、1947年 - 1948年までに法律に従って二つの鍵的事項に関する計画を極めて明瞭なものとした。その第一は、国民の第二段学校について三つの課程を分離することにかかわる決定であり、第二は、新たな補償がこれまで不利益を被っていた者への新たな機会の根本的開放ではないということに匹敵する決定である。

かくして、戦後直後の希望や新たな高まりや熱狂にもかかわらず、教育法で約束されあるいは具体化されている十全の可能性の実現を求める進歩的、民主的運動に反対する拠点が秘密裏に築かれつつあった。圧倒的多数を以て選ばれた労働党政府の下ですら、存在している階級関係の調停が教育制度の主要機能であると依然としてみなされたのである。 - あるいは、当時このことが公然と認識されなかったとしても、既存の教育構造の伝統的目的を客観的に強化する諸施策の採択が認められたのである。このように論議された措置は、確かに1944年教育法によって設定された範囲内でさえもまったく可能であったが、教育制度の何らか根本的あるいは意欲的再構成によって社会体制に深刻な挑戦の手段をなんら提供するものではなかった。